慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ミャンマーの司法における民事訴訟手続
Sub Title	Th□e procedure dealing with civil suits in Myanmar judiciary
Author	Daw □Thin Th□in Nwe(Matsuo, Hiroshi) 松尾, 弘
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.63- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ミャンマーの司法における民事訴訟手続

ティン・ティン・ヌウェ*
松　尾　　弘／訳

1．序論
2．基本原則
3．民事の裁判管轄権
4．外国人または外国
5．第１審の民事訴訟における裁判手続
6．仮差止命令および中間命令
7．訴えの取下げおよび変更
8．執行の手続
9．民事訴訟の類型および民事訴訟に関する諸法律
10．結語

1．序論

ミャンマーの司法制度においては、裁判所には刑事事件と民事事件の双方を審理する権限が授与されています。裁判所は、刑事事件に関しては刑事訴訟法に従い、民事訴訟に関しては民事訴訟法に従って裁判をしています。

民事訴訟法（the Code of Civil Procedure: CPC）は、民事の第１審の裁判の提起から判決の執行に至るまでの手続、下級審判決に対する上訴、照会、再審な

* ヤンゴン管区高等裁判所裁判官（High Court Judge, High Court of Yangon Region）。

どについて規定しています。最初の民事訴訟法は、1895年に制定されたインド法（Indian Act）でした。同法は、1877年、1882年、1909年に改正されました。現在使われております民事訴訟法は1909年のものです。同法は、条文（sections）と規則（orders/rules）からなっています。条文は基本原則を定め、規則はそれらの条文を適用するための手段を提供しています。私の報告では、第１審の民事訴訟に関する手続を中心に説明したいと思います。

２．基本原則

民事訴訟については、一般的に民事訴訟法によって詳細が定められています。裁判所は、その裁判管轄権が明示的または黙示的に禁じられている訴訟を除き、すべての民事事件を審理する管轄権をもつものとされています。例えば、財産権や侵害に対する権利に関する訴訟は、その権利が宗教的な儀式や祭典に関する問題についての判断に全面的に依存するような場合であっても、民事訴訟の性質をもちます（CPC ９条）。

裁判所は、争われている事柄が直接かつ実質的に、以前に係属した訴訟事件と同じ事件について訴訟が提起されても、審理を進めることができないものとされています。もっとも、これらの訴訟は、同一の当事者またはその承継人のいずれかが同じ内容の請求をして提訴し、すでに一方の訴訟が同一のまたは管轄権をもつ他の裁判所に係属して未決である場合です（CPC 10条）。

また、裁判所は、争われている事項が直接かつ実質的に、以前に同一の当事者間で、同一の内容が主張されて、審理され、最終的に判決が下されたのと同一の訴訟ないし争点については、審理しないものとされています（CPC 11条）。

原告が規則により、特定の訴訟原因について訴えの提起から排除されている場合は、そうした訴訟原因に基づいて訴えを提起することができないものとされています（CPC 12条）。

3．民事の裁判管轄権

裁判所の管轄権は、そこで争われている事項について決定する権限です。一般的に、ミャンマーの裁判所は、外国の主権が及ぶ場所でない限り、ミャンマー国内にいるすべての者に対し、国民であろうと外国人であろうと、すべての民事訴訟について審理する裁判管轄権をもっています。ミャンマーにおけるどの裁判所において訴訟手続を開始するのが相応しいかは、請求の種類と価額、当事者の所在地、取引または問題の行為が行われた場所によります。それゆえに、裁判所は最初に、管轄権のある裁判所の下で訴えが提起されたかどうかを吟味します。

訴訟はすべて、それを審理する権限をもち、訴訟物が存在する場所の最も下位の裁判所に提起すべきものとされています（CPC 15条）。

法律によって規定された金額、その他の制限に従い、不動産に関する訴訟はその物が所在する場所の裁判所に提起すべきものとされています（CPC 16条）。複数の裁判所の管轄にまたがる場所にある不動産の場合は、主張されている不確定な事項の原因があれば、そのいずれか１つの裁判所に訴えを提起することができ、その裁判所がその旨を記録し、それに基づいて当該不動産に関する訴訟手続を進め、処理します（CPC 18条）。

人または動産に対する不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟は、不法行為がある裁判所の管轄権の場所的範囲内で行われた場合において、それとは別の裁判所の管轄権の場所的範囲内において被告が居住し、事業を行い、または収入を得るために個人的に働いているときは、訴訟は原告の選択に従ってそのいずれの裁判所にも提起することがでいます（CPC 19条）。

その他の訴訟は、被告が居住する場所、または訴訟原因が発生した場所を管轄する裁判所に提起すべきものとされています（CPC 20条）。

連邦最高裁判所は、適宜その指令により、下級審裁判所に対して価額に応じた管轄権を授与しています。高等裁判所および県裁判所における民事訴訟の過重負担の問題を解決するために、最高裁判所は2011年に価額に関する裁判所の

管轄権を修正しました。現在では、郡区裁判所が（ミャンマーの通貨で）1,000万チャットを超えない価額の民事訴訟について第１審裁判所として審理する裁判権を与えられています。自治管区または自治区裁判所および県裁判所は、５億チャットを超えない価額の民事訴訟について第１審裁判所として審理する管轄権を授与されています。しかしながら、管区または州の高等裁判所の場合は、価額に関する管轄権に制限がなく、高等裁判所は５億チャットを超える価額の民事訴訟についても、それを審理することができます。

連邦司法制度法によれば、最高裁判所は、連邦によって締結された二国間条約について生じた事項、憲法問題を除き、連邦政府と管区または州の政府との間、州の間、管区と州の間、および連邦の管轄領域と管区または州のそれについて生じた紛争、管区間で生じたその他の紛争、および法によって定められた事件について、独自の管轄権をもちます。

４．外国人または外国

民事訴訟法の下で、ミャンマー連邦に居住する敵国外国人はミャンマー連邦大統領の許可を得て、また、友好国外国人はミャンマー国民と同様に、ミャンマー連邦の裁判所に訴えを提起することができます。これに対し、ミャンマー連邦に居住する敵国外国人が大統領の許可を得ずに、また、外国に居住する者が、ミャンマー連邦の裁判所に訴えを提起することはできないものとされています（CCP 83条）。

外国の国家は、当該国家が連邦大統領によって承認されている場合には、ミャンマー連邦のいずれの裁判所においても、訴えを提起することができます（CCP 84条）。

5．第１審の民事訴訟における裁判手続

5.1　第１審の民事訴訟の提起

民事訴訟は、適法な管轄権をもつ裁判所、すなわち、土地ないし場所、価額、訴訟の目的物および人的な管轄権をもつ裁判所に提起しなければなりません。民事訴訟は、その事件を審理する権限をもつ最下級の裁判所に訴状を提出することによって開始されます。

訴状は民事訴訟法の命令６および７に定められた要件を満たしていなければなりません。いずれの訴状も裁判所の名前、原告ならびに被告の記載およびその住所、原告または被告が未成年者または精神的に障害のある者であるときはその旨の記述、訴訟原因、管轄権、原告が求める救済、相殺もしくは放棄された価額（それに当たる事情が存在する場合）、訴訟の目的物の価額を含むものとされています（CPC 命令７・規則１）。

金銭訴訟においては、原告は正確な価額を述べるものとされています（CPC 命令７・規則２）。訴訟の目的物が不動産である場合は、当該財産の同一性を特定するに足る記載が訴状に含まれていなければなりません（CPC 命令７・規則３）。さらに、訴状には、原告および被告の利益、消滅時効にかかっていないことの根拠、代替的救済、請求の別個独立の根拠（それがある場合）を示すものとされています（CPC 命令７・規則４、５、６、７および８）。

裁判所は、訴状が別の裁判所に提出されるべきであった場合は、それを返却しなければなりません（CPC 命令７・規則10）。裁判所は、訴状が訴訟原因を明らかにしていない場合、求められている救済の価額が過小評価されている場合、訴訟費用の印紙税が不足している場合、請求が法律によって禁じされている場合は、訴状を却下すべきものとされています（CPC 命令７・規則11）。

民事訴訟は、権限のある裁判所で、一方当事者の権利に関して、それが他方当事者によって否定されている場合に、開始されます。それゆえに、裁判所は、原告の請求に関して、法律に従って判断しなければなりません。

5.1.1　訴訟費用

第１審の民事訴訟を開始するためには、十分な訴訟費用の支払いがあること、および訴訟が時効期間内であることも重要です。訴訟費用および印紙税が足りていることを明らかにするために、訴訟の目的物の価額が評価されなければなりません。訴訟費用法は固定的な訴訟費用および訴訟の目的物の価額に応じて支払われるべき訴訟費用について規定しています。同法によって定められ、請求すべきとされているすべての費用は、印紙によって徴収されることになっております（訴訟費用法25条）。

5.1.2　訴権時効

様々な訴訟および申立ての時効期間は消滅時効法（the Limitation Act）によって定められています。同法は、様々な種類の訴訟および申立てに関して、時効の期間および何時から期間が起算されるかを定めています。同法に規定する時効期間の経過後に提起された訴えは、たとえ時効が抗弁として主張されていないとしても、すべて却下すべきものとされています（消滅時効法３条）。

5.2　被告による答弁書の提出

被告が召喚状を受領したときは、裁判所に出頭し、訴状で行われている主張を否定するならば答弁書を提出するものとし、そうでなければ訴状における主張を認諾するものとされています。

被告は、第１回の審理の時もしくはそれ以前に、または裁判所が許容する時に抗弁のための答弁書を提出することができます（CPC 命令８・規則１）。被告は訴訟が維持されるべきでないことを証明するすべての事項および抗弁のすべての根拠を挙げなければなりません（CPC 命令８・規則２）。答弁書では、被告は、自らが認めない事実に関する原告の個々の主張を特定して否認しなければなりません（CPC 命令８・規則３）。

被告が答弁書において、事実に関する原告の個々の主張を特定して否認しなかったときは、訴状に記載された事実に関するすべての主張を被告は認諾した

ものとみなされます（CPC 命令８・規則５）。金銭の返還を求める訴訟では、被告は原告の請求に対し、確認された金額について相殺の主張をすることができます（CPC 命令８・規則６）。

裁判所が定めた日までに当事者が文書を提出することを怠ったときは、裁判所はその者を敗訴させる判決をするか、または適切であると考える命令を下すことができます（CPC 命令８・規則10）。

５.３　争点の決定

訴訟の第１回の審理では、裁判所が訴状および答弁書を読み上げた後に、それに基づいて争点を形成し、記録することへと進むことになっています。そのことが事件の正しい解決を擁護するように思われます。

争点は、事実または法について、一方の当事者が肯定し、他方の当事者が否定する実体的な命題に関してのみ形成すべきものとされています（CPC 命令14・規則３）。同一の訴訟の中で、法および事実の双方に関する争点が生じえます。裁判所は、事件またはそのいずれの部分も、法に関する争点に関してのみ処理することができるという意見です。裁判所はそれらの争点を最初に審理し、事実に関する争点の決定は法に関する争点が決定されるまで延期することができます（CPC 命令14・規則２）。しかしながら、法に関する争点が事実と混合している場合には、裁判所は法および事実の双方に関する争点を事件の審理および証人尋問の後に決定することができます。

裁判所は判決を下す前であれば、それが適切であると思料するならば、争点を変更し、追加的な争点を形成し、または争点のいずれかを削除することができます（CPC 命令14・規則５）。

争点を形成するのは、訴訟の第１回目の審理の期日です。それゆえに、その期日における当事者の不出頭〔欠席〕および文書の不提出は、訴訟に影響するものとされています。第１回目の審理においては、両当事者が保有するすべての書証が提出され、それ以後の訴訟手続の段階における書証の提出は、裁判所が納得する十分な理由が証明されない限り、受理されないものとされています

（CPC 命令13・規則１および２）。訴訟の第１回目の審理において、両当事者が法または事実に関する問題について争わないことが明らかである場合には、裁判所はただちに判決を下すことができます（CPC 命令15・規則１）。

５.４　訴訟の審理

事実に関する争点を決定するために、裁判所は訴訟の審理および証人の尋問を進めるものとされています。

証人の出頭に関しては、両当事者は、裁判所への申請により、訴訟が開始された後のどの時点においても、証拠を示し、または文書を作成するために出頭が必要な証人に対する召喚状を得ることができます（CPC 命令16・規則１）。証人に関する費用は、召喚を申請した当事者が裁判所に支払うものとされています（CPC 命令16・規則２）。証人が裁判所に出頭しなかったときは、裁判所は、証人の生活条件および事件のすべての状況を考慮に入れ、罰金を科したり、その財産を差し押さえて売却したりすることができます（CPC 命令16・規則12）。

５.４.１　証拠の提出・証明

立証責任を負う当事者が、尋問を開始すべきものとされています。一般的には、原告が尋問を開始する権利をもちます（CPC 命令18・規則１）。訴訟の審理のために確定された期日またはその他の延期された期日において、一方の当事者が主張を行い、証明責任を負うべき争点に関し、文書または口頭により、その証拠を提出〔証明〕すべきものとされています。その後、他方の当事者が主張を行い、文書または口頭により、その証拠を提出〔証明〕すべきもの（もしそれがあれば）とされています（CPC 命令18・規則２）。

５.４.２　証人の尋問

出頭した証人の証言は、公開の法廷で、裁判官が出席し、その人的な指示および監督の下で、口頭で採取すべきものとされています（CPC 命令18・規則４）。証人の証言は法廷地の言語または英語で記録するものとされています

（CPC 命令18・規則５）。ミャンマー語が公用語とされた後は、法廷で用いられる言語はミャンマー後となりました。

５.４.３　尋問の命令

証人を召喚し、尋問すべき旨の命令は、証拠法（the Evidence Act）および民事訴訟法によって定めるべきものとされています（証拠法135条）。証拠の許容性は、証拠法に従い、裁判官によって決定されます（証拠法136条）。尋問の順序としては、当該証人の召喚を要求した者が最初に主尋問をします。その後、当該証人は、他方当事者が望む場合にはその反対尋問を受け、さらに召喚を要求した当事者が望む場合には再尋問を受けます（証拠法137条）。主尋問および反対尋問は重要な事実に関するものでなければなりませんが、反対尋問は証人が主尋問に関して証言した事実に限定する必要はありません（証拠法138条）。

５.５　判決および判決文

訴訟における審理および両当事者または訴答者（もしあれば）による最終弁論の後に、裁判所は公開の法廷で、ただちに、または両当事者または訴答者に通知された将来の期日において、判決（judgment）を下します。判決が下されると、判決文（decree）がそれに続きます（CPC 33条および命令20・規則１）。

判決文は訴訟の性質によって異なります。判決も、それが下された諸条件によって異なります。例えば、当事者の自白に基づく判決、同意による判決、宣言的判決および欠席判決があります。

判決（judgment）は、判決文（decree）または命令（order）の根拠について、裁判官によって与えられた陳述です（CPC ２条９項）。判決文は判決の公式の表示を意味し、裁判所がそれを表示する限り、訴訟で争われた事項の全部または一部に関して、当事者の権利を確定的に決定するもので、予備的なものとと終局的なものがあります。それは訴状の却下および両当事者の間で生じた何らかの問題の確定を含むものとされています。しかし、命令（an order）や

欠席による却下の命令に対する控訴のように、いずれの判断（adjudication）に対しても、控訴がありえます（CPC 2条2項）。

それゆえに、判決（judgment）は事件についての簡潔な陳述、判断の要点（the points for determination）、それに基づく判断（decision）、および判断の理由を含むものとされています（CPC 命令20・規則4(2)）。

判決文（decree）は、判決（judgment）を確認し、訴訟の番号、両当事者の氏名ならびに表示および請求の細目を含み、認められた救済または訴訟に関するその他の決定事項を明確に特定すべきものとされています。それはまた、裁判に要した費用の額、およびその費用が誰により、またはどの財産のどの部分から支払われるべきかについても述べるものとされています。裁判所は、当事者の一方から他方に支払われるべき費用につき、後者が前者に対して負うべきものと承認または認定された価額と相殺すべきことを命じることもできます（CPC 命令20・規則6）。

6．仮差止命令および中間命令

6.1　仮差止命令

民事訴訟法によれば、訴訟の進行中に仮差止命令を出すことができます。仮差止命令を得るためには、それを申請する当事者が、宣誓供述書により、あるいは争いになっている財産が他方当事者によって消費・損傷または譲渡される危険があること、または被告が脅したり、その債権者を詐害する意図でその財産を取り除き、もしくは処分しようとしていることを証明する必要があります。裁判所は、そのような行為を抑制するために、訴訟が決着するまで、またはそうした行為を予防する目的でさらなる命令が出されるまで、仮差止命令を出すことができます（CPC 命令39・規則1）。

6.2　中間命令

裁判所は、判決を下す前に、訴訟当事者の申立てにより、中間売買を命令す

る権限をもっています。裁判所は、訴訟の目的物であり、素早く自然に劣化する悪化してしまう、または他の何らかの正当かつ十分な原因により、ただちに売却されることが望ましい動産の売買を命令することができます（CPC 命令39・6）。

7．訴えの取下げおよび変更

7.1　訴えの取下げ

原告は、訴えの提起以降いつでも、被告の全員または一部に対し、訴えを取り下げ、またはその請求の一部を放棄することができます。裁判所は、何らかの形式的な瑕疵によって訴訟が原告敗訴となること、またはその他十分な理由があることに納得したときは、原告に取下げの許可を与えることができます。原告が、裁判所の許可を得ずに訴えの取下げまたは請求の一部放棄をしたときは、原告はそのような訴訟目的物またはその請求の一部に関して、新たに訴えを提起することはできないものとされています（CPC 命令23・規則1）。

7.2　訴訟上の和解

訴えが原告・被告間の何らかの合法的な合意または和解によって全面的にまたは一部が変更された場合、または被告が原告を満足させた場合は、裁判所はそうした合意、和解および満足を記録するように命じ、それに従った判決文（decree）を出すものとされています。そうでない場合も、裁判所は審理手続を停止することを命令し、合意、和解または満足を実現するために、その条件に関して両当事者が自由に申立てを行うようにさせることもできます（CPC 命令23・規則3）。

民事訴訟法の下での訴えの取下げおよび和解は、判決文または命令の執行の手続には適用しないものとされています（CPC 命令23・規則4）。

8．執行の手続

勝訴の判決文または執行可能な命令を得た当事者は、裁判所に対して当該判決文または命令の執行を申し立てることができます。執行は、債務者の人格、財産またはその双方に対して行うことができます。管轄権をもつ裁判所は、債務者が居住するまたは財産が所在する場所にある裁判所です。唯一の例外は、〔債務者が居住する場所にある〕裁判所が、差し押さえられるべき財産に対する管轄権をもつ別の裁判所に取立命令を発出する場合です。

裁判所は、判決文で特定された財産の引渡し、何らかの財産の差押えならびに売却もしくは差押えなしに行われる売却、債務者の逮捕ならびに民事刑務所への拘留、受取人の指定、または認められた救済の性質が要求するようなその他の方法により、判決文の執行を命じることができます。

判決文の執行に際しては、判決文が金銭の支払いである場合には、債務者は６か月間拘留されることになっています。債務者は、この期間の経過前でも、債権者が完全に満足を受けたという判決文に基づき、拘留から解放されます。債務者の拘留からの解放は、この者が債務から解放されたという理由のみによっては行われません。しかしまた、判決文の執行として〔６か月間〕民事刑務所に拘留された者は、〔たとえ完全に支払いがされていなくとも〕再び逮捕されることはありません（CPC 58条）。

裁判所は、逮捕状を発出する前に、債務者に裁判所へ出頭し、民事刑務所に拘留されるべきでない理由があれば証明することを求める通知を発出するものとされています。しかしながら、この者が逃亡しようとしているとか、判決文の執行を遅らせる目的で裁判所の管轄権の場所的範囲から離れようとしていると裁判所が判断するならば、そうした通知は必要でないものとされています（CPC 命令21・規則37）。

かつて民事訴訟法は、金銭の支払いに関する判決文の執行に際し、女性を逮捕し、または民事刑務所に拘留することを禁止してきました。しかし、その旨の規定は2000年の民事訴訟法を改正する法律によって削除されました。今で

は、逮捕および拘留はすべての債務者に対して適用可能となっています。

9．民事訴訟の類型および民事訴訟に関する諸法律

9.1　民事訴訟の類型

ミャンマーにおいては、いくつかの類型の民事訴訟が頻繁に提起されています。それらは、金銭に関する訴訟（救済を求める訴訟を含みます）、離婚、動産または不動産の占有に関する訴訟、財産の分割を求める訴訟、持分権に基づく〔共有物の〕分割訴訟、財産管理に関する訴訟（組合の解散、死者の財産の管理に関する訴訟を含みます）、宣言的訴訟、契約の特定履行を求める訴訟、占有の回復を求める訴訟などです。

9.2　民事訴訟に関する諸法律

ミャンマーにはすべての類型の民事事件をカバーするような包括的な民法典はありません。ミャンマー法典（第１巻～第13巻）は契約法、財産移転法、特定救済法、相続法、後見人および保佐人法、会社法を、1954年以前に公布しました。

1898年のミャンマー法に関する法律（the Myanmar Laws Act）の下で、無遺言相続、遺言相続、婚姻、カーストまたは宗教的な慣行もしくは制度に関する問題は、ミャンマーの慣習法（customary law）に従って判断すべきものとされてきました。そこでは、当事者はミャンマーの仏教徒であることが前提になっています。したがって、イスラム教徒の場合にはイスラム法に従い、ヒンドゥー教徒の場合にはヒンドゥー法に従って判断することになります。

このように、ミャンマーで生活する人々は、異なる慣習法によって統治されています。人はどこへ行くにも慣習法または人〔の習俗・倫理・宗教〕と結びついた法（personal law）を連れてゆくことになります。ミャンマー王朝の時代から、仏教徒たるミャンマーの人々に関する人的な事柄は、正式にはビルマ仏教徒法（Burmese Buddhist Law）として知られる古来のミャンマー慣習法に

よって判断されていました。それは、本質的にはミャンマーの慣習、制定法およびミャンマーの最高裁判所の先例または判決に基づくミャンマー仏教法（Myanmar Dhammasats）からなるものです。

特定の事項に関する制定法が存在しない場合には、裁判所はミャンマーの一般法を適用することになっていますが、それはミャンマーの判例法によって採用されたイギリスのコモン・ローに基づき、かつ衡平、正義および良心のルールを具体化したものなのです。

10. 結語

民事訴訟法は、正義という目的を達成し、それが打ち負かされるのを妨げることを目指している法典の一形態です。それゆえに、この法典はミャンマーが独立を獲得した後でさえも妥当し続け、いくつかの規定が2000年および2008年に修正されたにもかかわらず、依然として適用されています。今や連邦最高裁判所は、この法典をミャンマーにおける民事訴訟の現在の状況に適合させるために再審査しようとしています。